

平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修事業委託仕様書（案）

この仕様書は、平成22年度青森県地域包括支援センター現任者研修事業の業務委託に関し、必要な事項を定めるものである。

1 委託事業名

平成22年度青森県地域包括支援センター職員研修

2 委託期間

契約日から平成23年3月31日まで

3 委託業務内容

- ・研修の企画に関すること
- ・参加者への周知、研修申込に関すること
- ・受講者の決定に関すること
- ・研修の実施（講師等の依頼、資料作成、当日の運営等）に関すること
- ・研修の評価に関すること
- ・受講修了証の交付に関すること

4 研修における留意事項

(1) 受講対象者について

原則として、青森県の地域包括支援センターに勤務している職員、若しくは今後勤務する予定の者とする。

（参考 平成21年度初任者研修修了者数 42名、同現任者研修修了者数 65名）

(2) 研修内容について

研修の内容は、研修修了者が、地域包括支援センターにおいて、業務の円滑な実施に資するものとする。

また、カリキュラムの概要は別記のとおりとするが、事前に高齢福祉保険課の了解を得ること。

(3) 研修時期について

平成22年12月末までの実施に努めること。

(4) 研修開催場所について

県内とし、受講者が青森県全域から参加するため、利便性を考慮して決定すること。

(5) 受講者の費用負担について

資料に係る経費は委託料に含まないので、受講者からは資料代として実費相当額を徴すること。

(6) 研修講師について

研修講師については専門知識及び講師等の経験を有する者とし、具体的には次の①又は②が講師全体で4名以上であり、かつ①を1名以上含めることとする。

- ①【実務経験要件】及び【講師経験要件】の両方を満たす者
- ②【講師経験要件】(i)(ii)(iii)のいずれかを満たす者

※【実務経験要件】【講師経験要件】については以下のとおり

【実務経験要件】

地域包括支援センターに関する業務又は同センター所長の実務経験が通算で3年以上ある者。

【講師経験要件】

- (i) 国、県、市町村が主催し、又は公的機関からの委託を受けた研修実施機関が実施した地域包括支援センターに関する研修の講師経験が2回以上ある者。
- (ii) 講師経験はないが、(i)の講師を務めるための専門的な講師養成研修等を受けたもの。
- (iii) その他、上記と同等の知識・経験を有する者であり、県が適当と認めるもの。(県と事前に協議しなければならない)

5 その他

研修の実施に関し必要な事項及び事業内容の変更については、その都度、高齢福祉保険課と協議すること。

【別記】

平成22年度地域包括支援センター職員研修 カリキュラム概要

内容		時間(目安)
① 講義	地域包括支援センター (総論)	0.5 時間
② 演習	地域包括支援センターの現状と課題	2 時間
③ 講義	総合相談支援業務	2 時間
④ 講義	権利擁護事業	2 時間
⑤ 講義	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	2 時間
⑥ 演習	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	
⑦ 講義	ソーシャルワーク	2 時間
⑧ 演習	ソーシャルワーク	
⑨ 講義	事例研究	2 時間
⑩ 演習	事例研究	
計		12.5 時間